

我孫子市生涯学習審議会について

設置の趣旨

- ・我孫子市や市民を取り巻く社会環境の変化に伴って、市民の学習ニーズの多様化・高度化が進む中、生涯学習の推進にあたっては、行政だけではなく、市民や事業者、市民団体、大学などのさまざまな主体と連携し、総合的に取り組んでいく必要があり、そのためには、広く学識経験者や関係者、市民などの意見を聴いて行う必要があることから、設置するものです。

任 務

- ・教育委員会や市長の諮問に応じ、生涯学習の総合的な推進に関する事項について調査審議し、意見を述べること
- ・具体的には、生涯学習推進計画の策定や、市が進める生涯学習の施策・事業など、生涯学習の推進に必要な事項について意見を述べること

我孫子市生涯学習審議会条例

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 我孫子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は市長の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項並びに生涯学習に関する施策及び事業を調査審議し、並びにこれらに関し必要と認める事項について教育委員会又は市長に意見を述べること。
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条に規定する社会教育委員の職務に関すること。

社会教育法第17条第1項（社会教育委員の職務）

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。
- (3) 前2号の職務を行なうために必要な研究調査を行なうこと。

審議会と委員の位置づけ

- ・審議会は、教育委員会と市長の諮問機関
- ・委員は、非常勤特別職の地方公務員

任 期

- ・平成28年7月1日～平成31年6月30日（3年間）

会 議 の 開 催 頻 度

- ・年3回程度を予定
- ・1回の会議は、半日程度

報 酬

- ・半日（4時間未満）の会議の場合 3,500円
- ・1日（4時間以上）の会議の場合 7,000円

会 議 の 公 開

- ・会議は、原則として公開です（傍聴を認めます）。
- ・傍聴人に、発言機会を認めます。
- ・会議録も、原則として公開です。
- ・会議録には、発言者名が付記されます。